

# 五代後唐期中興殿と延英殿

## ——五代聽政制度初探——

松本 保宣

### はじめに

サブタイトルにある「聽政」とは、君主が政務として臣僚の意見を聴くことであり、口頭で実施される「御前會議」である。また、百官が早朝、君主に謁見する儀礼として「朝会」があり、これは儀式的なものであるが、一部「聽政」を含むこともある。筆者は、唐王朝の「聽政」と「朝会」儀礼について論考をまとめ、ついで五代時期の「朝会」儀礼について、いくつかの論考を発表し、唐代から北宋王朝への制度転換についての見通しを述べた<sup>②</sup>。そこで、本稿は五代期の「聽政」についてその一端を考察する。

五代の中原王朝は、洛陽と開封両地に宮廷を擁し、それぞれ宮城を建設していたが、五代期の開封の宮殿構造が史料不足で不明瞭であるのに対し、洛陽の宮城に関する史料はやや豊富である(図1・2)。また、五代王朝における儀礼・制度は後唐明宗期で面期的に整備され、以後の五代及び北宋王朝の範型となった<sup>③</sup>。本稿では、五代後唐朝において聽政の主要な場となった中興殿と、史料に副次的に現れる延英殿に関する初歩的な考察を試みたい。

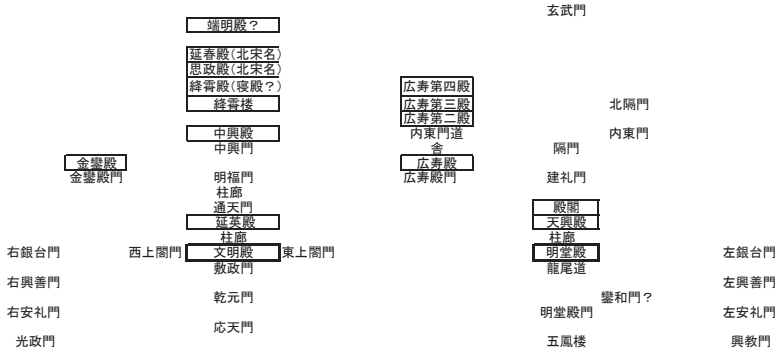


図 1 後唐洛陽宮城概念図

『宋史』巻 85、地理 1・『宋会要輯稿』方域一・高敏氏点校 『永樂大典本 河南志』(中華書局、1994) に基づき作製

五代の聴政について論じる前に、五代諸王朝が参照した唐代のそれについて瞥見したい。唐代の聴政の特色は「聴政」と「朝会」が未分離であったことにある。唐代前半期では、毎日挙行されること  
が建前の「常朝」において、百官居並ぶ中で奏事する「对仗奏事」

第一章 入閣と五日起居

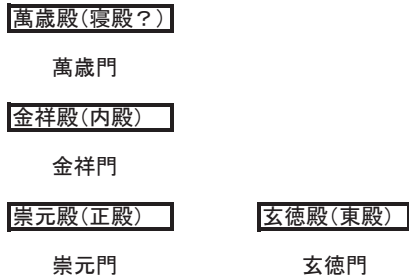


図 2 開封主要殿宇配置図  
『冊府元龜』巻 196、閏位部、建都、後梁開平元年 (907) 四月条に基づく

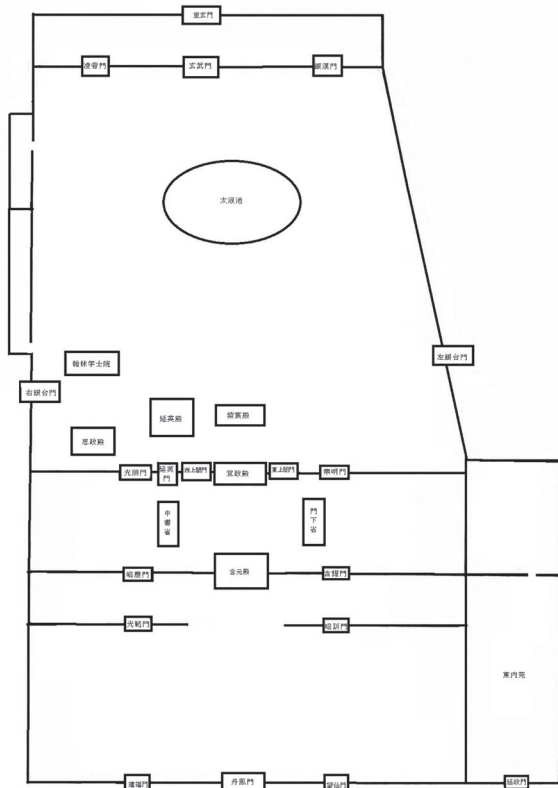


図3 大明宮概念図  
図1 唐大明宮歴史図  
 宮内省編『歴史地理図集』(西宮地誌出版社、1998年)  
 及び林見道忠氏『高宗の御宇計画』(講談社、1999年)所載図に基づく

図3 大明宮概念図

と、百官が退出した後で奏事する「仗下奏事」の二段構えの論政の場があった。その場所は太極宮内儀殿や大明宮紫宸殿という内朝の「正殿」であった。これらの殿宇は宮城の中軸線上に位置していた。唐代後半期になると、中軸線から外れた脇殿が聴政の場として台頭する。大明宮の紫宸殿の西側にある延英殿である(図3)。同殿は史料に「便殿」と称されており、朝会儀礼とは別に独立して存在した。それ故、延英殿の聴政は不定時に開催でき、召対するメンバーも、宰相以外に次対官(待制官)・転対官・刑法官・請対

官など種々のカテゴリーの官僚達が参加した。また、正殿常朝の場は百官が参加する公開性の高い場であるのに対し、便殿議政は少数人による密談の様相を呈した。<sup>5)</sup>

以上、唐代の聴政は「正殿」と「便殿」の二本立てであり、このうち前者は朝会儀礼に付随して挙行されるので「聴政」と「朝会」が未分化、後者は「聴政」に特化した制度と言える。そして、唐一代の趨勢として、紫宸殿から延英殿へと聴政の場が移行する。つまり、「朝会・聴政」未分化から「単独の聴政」への転換が唐代の間に進展したといえる。

さて五代の制度であるが、「はじめに」で述べたように、後唐明宗期の制度改革が画期となる。そこで確立したのが「入閣」と「五日起居」である。前者は一応、唐制の継承を標榜するものであり、後者は明宗が創始した制度である。<sup>6)</sup>

「入閣」とは、元来、「紫宸殿常朝の儀」を指して言う唐代後半期における呼称であるが、五代の後梁以降、前殿（文明殿）で朔日（月一回）に挙行する荘重な儀礼へと変質し、明宗朝において朔・望日（月二日）に実施されるようになったものである。一方、「五日起居」は、天成元年（九二六）に創始され、五日に一度、内殿中興殿で百官が皇帝に謁見する儀礼であり、北宋に継承されたものである。<sup>7)</sup> この両者ともに聴政の要素が付随していた。

まず、入閣であるが、後梁朝において、待制官・刑法官という諮問要員が置かれ、皇帝の下問や自分たちの業務について報告することになっていた。<sup>8)</sup>

一方、明宗朝に始まる五日起居は、百官が皇帝に見える謁見儀礼の色彩が強かったが、やがて聴政の機能をもつようになる。少し長くなるが、『冊府元龜』卷五一七、憲官部、振擧二の記述を見てみよう。なお、文中に数字・記号を添付して、記載内容を整理した。

明宗、天成元年（九二六）七月、侍御史臺奏。①每月文明殿入閣、及百官五日一赴中興殿等事。②伏准故事、每月百官入閣。所司排儀仗、金吾勘契。入後、有待制、次對官。各舉論本司公事。左右起居、分記言動、以付史館、編脩帝錄。此本朝經久之制也。③昨陛下初膺大寶、思致治平、遂降綸言。特中聖旨、百官除常朝外、a 依宰臣、每五日一度入內起居。所貴得預敷陳、俾凝庶績。此益陛下切於百司、各言於時政。特令五日一面於天顏。b 雖眷瞻以丁寧、限朝儀之拘束。序班而入、拜手而廻。縱有公事要言、亦且卷行、須出。百司何由舉職、兩史無以記言。c 外則因此廢待制、次對之官。d 內則無以分延英、衆人之別。④以臣愚見、竊有所陳。a 欲乞陛下每月一日、十五日兩度、出御文明殿、排入閣之儀。諸司依前轉對、奏論今司公事。其百官就食、謂之廊飡。則中外既有區分、禁庭亦更嚴察。b 如陛下切於羣臣有所敷陳、即乞因宰臣五日一度延英之際、班行內有要奏事者、臨門狀到、便許引入。此又於旅進旅退、事理不同、言路既開、別彰聖德。c 如或以山陵日近、朔望不坐、即取次日、亦合舊規。候過陵園還、如法制。臣叨司邦憲、獲典朝儀。儻遇事而不言、即奉公而何取。乞宣付中書門下、商量曾獲經久者。⑤中書奏議曰、比令五日内殿起居。慮百司有事論奏、中外或爲擁隔。至於朔望入閣、亦是朝廷舊儀。李琪、自領憲綱、每循故事、備官條奏、頗叶國章。望依所奏。⑥勅旨曰、五日起居之意、所貴數見群臣、俾陳時事。憲司所奏、朔望入閣等事、既合往例、得以允俞。其五日一度起居之際、班行內有要奏事者、便出行奏對。仍付所司。⑦自後言事者、又奏請五日内殿起居之日、請令日官次第、轉對奏事。⑧又從之。⑨自是、百官五日内殿起居、以所言事、形於牋奏、錄在笏記、明敷於殿庭。⑩而素無文學、及不閑理體者。其文句鄙陋、詞繁理寡。敷奏之際、人皆竊笑。然以次第當言、無所辭避。而冗散之徒、或行路假手、僣俛供職、愁苦無憊（時議者以爲不便。⑪後竟罷之。⑫始知李琪所奏、深達理體矣。

明宗、天成元年七月、侍御史臺奏す。①毎月文明殿入閣、及び百官五日に一たび中興殿に赴く等の事。②伏して故事に准ずるに、毎月の百官入閣。所司儀仗を排し、金吾勸契す。入りて後、待制、次對官あり。各の本司の公事を學論す。左右起居、分れて言動を記し、以て史館に付し、帝録を編脩す。此れ本朝經久の制なり。③昨に陛下初めて大寶を膺け、治平を致さんことを思ひ、遂に論言を降す。特に聖旨を申べ、百官常朝を除くの外、a 宰臣に依り、五日毎に一度内に入り起居せしむ。貴ぶ所は敷陳に預るを得、庶績を凝らしめんことをと。此れ益す陛下百司に切にして、各の時政を言はしめんとす。特に五日に一たび天顔に面せしむ。b 眷賤丁寧を以てすると雖も、朝儀の拘束に限らる。序班して入り、拜手して廻る。縦ひ公事要言ありとも、亦た且つ巻行し、須く出づべし。百司何に由りて職を擧げん、兩史以て言を記すなし。c 外なれば則ち此れに因り待制、次對の官を廢す。d 内なれば則ち以て延英、衆人の別を分つなし。④臣の愚見を以て、竊に陳ぶる所あり。a 欲し乞ふらくは陛下毎月一日、十五日の兩度、文明殿に出御し、入閣の儀を排されんことを。諸司前に依り轉對し、今司の公事を奏論せん。其の百官の就食、之れを廊滄と謂ふ。則ち中外既に區分あり、禁庭も亦た更に嚴察ならん。b 如し陛下羣臣の敷陳する所あるに切なれば、即ち乞ふらくは宰臣五日に一度延英の際に因り、班行内奏事を要る者あれば、門に臨んで狀到らば、便ち引入を許されんことを。此れ又た旅進旅退において、事理同じからざるあり、言路既に開き、別に聖德を彰かにせん。c 如し或ひは山陵の日近きを以て、朔望坐せざれば、即ち次日を取るは、亦た舊規に合はん。陵園を過ぎりて還るを候たんこと、法制の如くせん。臣邦憲を司るを叨くし、朝儀を典るを獲たり。儻し事に遇ひて言はざれば、即ち奉公して何をか取らん。乞ふ中書門下に宣付し、商量して會ち經久なる者を獲んと。⑤中書奏議曰く、比る令して五日に内殿起居せしむ。百司事ありて論奏し、中外或ひは擁隔を爲さんことを慮るなり。朔望入閣に至るも、亦た是れ朝廷の舊儀なり。李琪、自ら憲綱を領し、毎に故事に循り、官に備わりて條奏するに、頗る國章に叶ふ。望むらくは奏する所に依らんと。⑥勅旨して曰く、五日の起居の意、貴ぶ所は數群臣に見へ、時事を陳べしめんと。憲司奏する所、朔望入閣等の事、既に所往例に合ひ、以て允俞するを得たり。其の五日に一度起居の際、班行内に奏事を要むる者あらば、便ち行を出で奏對せよ。仍て所

司に付せ。⑦日後事を言ふ者、又た奏請すらくは五日内殿起居の日、日官をして次第し、轉對奏事せしめんことを請ふ。⑧又た之れに従ふ。⑨是れより、百官五日の内殿起居、言ふ所の事を以て、牋奏に形れ、錄は笏記に在り、殿庭に明敷す。⑩而して素とより文學なく、及び理體に閑れざる者、其の文句鄙陋、詞繁にして理寡し。敷奏の際、人皆竊かに笑ふ。然して次第を以て當に言ふべくして、辭避する所なし。而して冗散の徒、或ひは行路假手し、僮俛として供職し、愁苦慄るなし（時に議する者以て不便と爲す。⑪後竟ひに之れを罷む。⑫始めて李琪の奏する所、深く理體に達するを知れり）。

まず、①④の御史大夫李琪の奏議において、入閣と五日起居に臣僚の奏事を導入することを提案している。その方策は以下の通りである。

「入閣……（後梁以来、月一度挙行であつたが）月二度とし、諸司が「転對」して本司の公事を奏論する④a

「五日の内殿起居……百官の發言を求める者は、事前に門前で状を呈し、許可を得たら、皇帝の面前で奏事することを許す④b

つまり、入閣では諸司が輪番で業務上の公事を論じる「転對」という恒常的制度をあらためて置くのに対し、五日起居では臣僚が自発的に奏事するという制度である。これに対して中書が賛成し⑤、それに対して明宗の勅旨は、朔望の入閣の転對は大唐の故事であるから、李琪の提案どおり復活し、五日起居は事前奏上なしで、随時の上奏を許可するものであつた⑥。

勅旨に言うように、明宗の言路洞開の意欲がうかがえるものであるが、五日起居には、入閣の転對官のような恒

常的かつ義務的な諮問要員は置かなかつた。ところが、その後奏請する者があり、五日起居にも、転対を導入することとなる(7)(8)<sup>⑩</sup>。その結果、どうなったかといえば、輪番にあつた転対官は奏事を強制されることになり、文章能力の貧弱さを露呈して笑いものにされた。代作を依頼する者まで現れ、識者に不便を指摘され(10)、ついに廃止された(11)<sup>⑪</sup>。輪番制なので、事前に奏事を準備できるにもかかわらず、その任に堪えない臣僚が多いということである。余談ながら、大唐の時代、五代の転対と同様の義務的奏事制度で、そうした事例はさほど目立たなかつた<sup>⑫</sup>。これは五代官人の資質に由来するものではなからうか。

入閣の儀の転対は月二回の大朝会における儀礼的なものであり、開催頻度が少ない。五日起居に、義務的奏事者である転対を導入する試みも失敗に終わり、総じて入閣・五日起居という朝儀の場において、聴政の実質は希薄であるといえよう。<sup>⑬</sup> 唐末から五代にかけての転対・次対官制度を考察された陳曄氏によると、後晋以降、転対官は時に設置されるも封事上奏の形式となり、奏対制度における口頭奏事から文書制度への転換期と位置づけられている。<sup>⑭</sup> 以上は、「入閣」及び「五日起居」の場における百官奏事制度であるが、これらは、朝会儀礼が挙行されている場においての奏事であり、いわば、大唐の制の「対仗奏事」にあたる。これに対して、朝会儀礼終了後、百官退去後に宰相が奏事する機会があつた。大唐の制にいうところの「仗下奏事」である。これについては、次章で述べよう。

## 第二章 中興殿における聴政

五代、とりわけ後唐期では、内殿である中興殿等で、宰相・枢密使による奏事は継続して実施されており(表1)、少なくとも後唐期では、前章で述べた陳曄氏の所説の如く口頭奏事が衰退していたとはいいたい。これらの聴政



は百官居並ぶ朝会儀礼とは別の「場」で実施されたものと思われる。明宗の先代である荘宗皇帝の時代には、次のような記録が見いだせる。『五代会要』卷六、輟朝・雜録に、

後唐同光二年「九二四」正月四日、四方館奏、常朝諸職員、多有參雜。今後、除隨駕將校、外方進奉使、文武兩班三品已上官、可於内殿對見。其餘並詣正衙、以申常禮。從之。

後唐同光二年正月四日、四方館奏す、常朝の諸の職員、多く參雜あり。今後、隨駕將校、外方の進奉使、文武兩班三品已上の官、内殿にて對見すべきを除き、其餘は並びに正衙に詣り、以て常禮を申べんことをと。之れに従る。

とあり、文武三品以上の官・禁軍將校・藩鎮の進奉使は内殿において對見し、その他の官員は正衙の常礼に赴いたという。この「正衙の常礼」とは「常朝」の儀と考えられる。唐代の常朝は実際に皇帝に謁見していたが、五代のそれは正衙殿（文明殿）に立班して、「不坐（皇帝陛下はお出ましにならない）」が宣されると退出するという、皇帝に謁見することのない儀礼と化していた。<sup>⑧</sup>「その餘」つまり重要性の低い諸官が、こうした常朝に赴く一方、内殿で皇帝に謁見していた文武三品以上の高官や禁軍將校達は、朝会儀礼とは別の場で聽政に参加していたことになる。

すなわち、「朝会」と「聽政」の分離である。従って、常朝参加官は、当時月に一度のみ挙行されていた「入閣」が、唯一皇帝に謁見する機会となっていた。これが、明宗皇帝が即位早々に五日起居の制を創始した背景である。

前章で引用した李琪の上奏文「百官、常朝を除くの外、宰臣に依り、五日毎に一度、入内起居」とは、そうした文脈で解釈すべきであり、もし「常朝」が唐制の如く実際に皇帝に謁見するならば、ことさら五日ごとに内殿に入る必要は無いのである。

表 1 後梁・後唐聽政關係史料一覽

西曆	年月日	場所	内容	出典
1	907 後梁太祖 開平元年10月29日	延英殿	毎月 15 日に延英殿聽政を実施	冊 197、閏位部、朝会
2	909 開平3年8月1日	便殿	金鑾・崇勲殿の代わり	冊 197、閏位部、朝会
3	911 乾化元年5月4日	崇勲殿	宰相に諮問	冊 319、宰輔部、褒寵 2
4	924 後唐莊宗 同光2年正月4日	内殿	隨駕將校、外方進奉使、文武兩班三品已上官は内殿対見とする	五代会 6、輟朝雜録
5	924 同光2年正月15日	中興殿	郭崇韜に鐵券を賜う	旧五代史 31
6	925 同光3年2月16日	文明殿後	郭崇韜と辺境の事を議す	冊 994、外臣部、備禦 7
7	926 同光4年3月6日	便殿・延英殿	宰相と財政を議す	冊 181、帝王部、無斷
8	926 同光4年3月20日	中興殿之廊下	樞密使と宰相が軍機を議す→奏上→裁可	旧五代史 34
9	926 同光4年4月1日	中興殿	群臣、中興殿に朝し、宰相対すること三刻	新五代史 37、伶官伝
10	926 明宗 天成元年4月25日	中興殿	即位後初めての聽政	旧五代史 36
11	926 天成元年5月3日	内殿・延英殿	五日起居の開始、非時開延英殿	冊 108、帝王部、朝会 3
12	926 天成元年5月19日	内殿・延英殿	内殿で機務を親決・延英殿で宰相に対する	五代会要 6、常朝
13	926 天成元年5月19日	端明殿	端明殿字士を置く	資治通鑑 275
14	926 天成元年5月30日	便殿	五日起居を便殿と称する、中興殿=便殿	冊 108、帝王部、朝会 3
15	926 天成元年7月	内殿・延英殿	延英殿で五日起居?、百官に奏事させる	冊 517、憲官部、振挙 2
16	926 天成元年7月	内殿	五日起居で転対奏事させる	冊 108、帝王部、朝会
17	926 天成元年10月	中興殿	右散騎常侍の獻策(常参官自代)→却下	冊 475、台省部、奏議 6
18	926 天成元年?	内殿	北京留守を召還して謁見	新五代史 28、唐臣伝 16、何瓊
19	927 天成2年正月?	内殿	樞密使の奏事(宰相の人選)	冊 337、宰輔部、樹党
20	927 天成2年正月?	中興殿廊舎	宰相人選議事、退朝の後、宰相・樞密使が休憩	冊 337、宰輔部、樹党
21	927 天成2年5月	中興殿?	宰相・樞密使が使臣給券の件で争論	新五代史 28、唐臣伝 16、任圜
22	927 天成2年6月22日	中興殿?	五日起居の転対をやめる	冊 475、台省部、奏議 6
23	927 天成2年7月25日	中興殿	五日起居で給事中が妖言を發する	冊 482、台省部、諂佞

24	927	天成2年9月	中興殿	進馬を閲見し枢密使と議論	五代会要 29、黨項差
25	927	天成2年12月	玄德殿	宰相と民情を議論	旧五代史 38
26	928	天成3年正月5日	玄德殿	宰相に鄴都行幸を諮問	冊 114、帝王部、巡幸 3
27	928	天成3年2月21日？	玄德殿	宰相鄭珣辞職を願う	冊 331、宰輔部、退讓 2
28	928	天成3年7月	便殿	宰相、民情を奏事	冊 314、宰輔部、謀猷 4
29	928	天成3年8月	玄德殿	宰相の諫言	冊 314、宰輔部、謀猷 4
30	928	天成3年8月6日		五日起居で文武兩班に発言を求めることを献策	冊 475、台省部、奏議 6
31	928	天成3年10月	便殿	外資・節度使を引対	冊 475、台省部、奏議 6
32	929	天成4年7月	中興殿	宰相に民情を諮問	冊 104、帝王部、訪問
33	929	天成4年7月	中興殿	侍臣・枢密使に諮問	冊 178、帝王部、姑息 3
34	929	天成4年8月22日	中興殿 (延英殿？)	宰相に時政について諮問	冊 314、宰輔部、謀猷 4・旧五代史 126、馮道は延英殿と表記
35	929	天成4年8月	中興殿	宰相、租税減免を奏事	冊 314、宰輔部、謀猷 4
36	929	天成4年9月12日	中興殿	宰相に時事を諮問	冊 314、宰輔部、謀猷 4
37	929	天成4年9月20日	中興殿	枢密使と進馬について議論	冊 170、帝王部、来遠
38	929	天成4年10月10日	中興殿	宰相と人事を語る	冊 158、帝王部、誠励 3
39	929	天成4年10月	便殿	退朝後、胡語で時事を訪問	資治通鑑 276、旧五代史 91、康福
40	929	天成4年12月	中興殿？	五日起居を左右史に記録させる	五代会要 13、起居郎起居舎人
41		天成年間	中興殿	近臣に刑獄について指示する	冊 58、帝王部、守法
42	930	長興元年正月18日	中興殿	宰相と天候・農事について語る	冊 37、帝王部、頌特
43	930	長興元年4月	中興殿	宰相、李從珂の処罰を請う	旧五代史 41
44	930	長興元年8月11日	中興殿	宰相、奸臣の処罰を請う	冊 337、宰輔部、徇私
45	930	長興元年9月	中興殿？	枢密使・宰相が日替わりで奏事→宰相、枢密使安重誨の辞職問題について奏上	冊 331、宰輔部、退讓 2
46	930	長興元年11月6日		五日転対廃止が献策される・入閣は刑法官・待制を存置→却下	冊 475、台省部、奏議第 6

47	930	長興元年	中興殿	地方官の入朝、諮問	旧五代史 65、王思同
48	931	※長興2年2月13日		※安重誨の枢密使を解任	資治通鑑 277
49	931	長興2年3月28日		朝臣起居、入閣奏對公事は史館に送付する	五代会要 18、史館雜錄
50	931	※長興2年閏5月		※太子太師致仕安重誨を殺害	資治通鑑 277
51	931	長興2年8月18日		五日軫對廢止・入閣は待制を存置	冊 108、帝王部、朝会 3
52	931	長興2年12月26日	中興殿	宰相、天候と仁政について奏上	冊 37、帝王部、頌特
53	932	長興3年正月19日	中興殿	侍臣に行幸の感想を語る	冊 114、帝王部、巡幸 3
54	932	長興3年3月11日	中興殿	宰相、農事と契丹について語る	冊 37、帝王部、頌特
55	932	長興3年7月	端明殿	吐蕃使を引對	五代会要 30、吐蕃
56	932	長興3年9月10日	端明殿	朝儀を実施	冊 108、帝王部、朝会 3
57	932	長興3年10月10日	廣壽殿	近臣と契丹対策を協議	冊 120、帝王部、選將 2
58	932	長興3年10月	端明殿	朝儀を実施	冊 178、帝王部、姑息 3
59	933	長興4年正月13日		中興殿を正殿と称する	旧五代史 89、劉昫
60	933	長興4年正月13日	端明殿	端明殿で謝官	旧五代史 90、劉昫
61	933	長興4年2月	便殿・中興殿	便殿で枢密使に諮問	旧五代史 44、冊 484、邦計部、經費は、中興殿と記載
62	933	長興4年2月12日	中興殿	西川進奉使に諮問	冊 178、帝王部、姑息 3
63	933	長興4年2月	中興殿	宰相と治道を論じる	冊 314、宰輔部、謀猷 4
64	933	長興4年6月21日	廣壽殿	病後、百官を閲見	冊 108、帝王部、朝会 3
65	933	長興4年7月6日	廣壽殿	病後、出御	資治通鑑 278
66	933	長興4年7月7日	廣壽殿	節度使の入謝	冊 158、帝王部、誠励 3
67	933	長興4年7月18日	廣壽殿	節度使に諮問	冊 48、帝王部、從人欲
68	933	長興4年10月18日	中興殿	宰相と久しく会見せず→五日起居で会見	冊 58、帝王部、勤政
69	933	長興4年11月17日	廣壽殿	大漸にて秦王・枢密使ら起居	新五代史 15、唐明宗家人伝 3、明宗子、秦王從榮
70	933	長興4年11月17日		廣壽殿から雍和殿に移る	旧五代史 44
71	933	長興4年11月20日	中興殿門外	近臣ら謀議	資治通鑑 278
72		長興年間	中興殿	宰相、民情を語る	冊 218、閏位部、疑忌

73		明宗朝	中興殿	枢密使らと論議	冊 78、帝王部、委任 2
74	933	閔帝 長興4年12月29日	中興殿	閔帝、初めて中興殿に出御	資治通鑑 278
75	934	應順元年正月 1 日	廣壽殿	元旦の視朝	冊 108、帝王部、朝会 3
76	934	末帝 清泰元年11月5日	便殿	前任節度使、刺史、行軍副使、毎日？起居	旧五代史 46、唐書 22、末帝紀上
77	934	清泰元年12月		刑法官の候対	冊 145、帝王部、弭災
78	934	清泰元年	便殿	判三司を説得	旧五代史 69、張延朗
79	935	清泰2年3月16日	文明殿	入閣において刑法官・待制官の次対	冊 108、帝王部、朝会 3
80	935	清泰2年3月	内殿	判三司、毎日内殿に祇候	五代会要 13、中書門下
81	935	清泰2年6月	中興殿庭	学士・知制誥らが宿直	資治通鑑 279
82	935	清泰2年7月25日		宰相盧文紀、延英殿復活を献策	旧五代史 47、末帝中
83	935	清泰2年		御史中丞、中興殿に坐しない場合、宣不坐を請う	冊 476、台省部、奏議
84	935	清泰2年	便殿	判三司に訓戒	冊 314、宰輔部、謀猷 4
85		清泰年間	中興殿	宰相を慰留	冊 331、宰輔部、退讓 2
86		末帝朝	廣壽殿	翰林学士らに賜食	冊 550、詞臣部、恩獎

冊…『冊府元龜』

※下線付き殿宇は開封の殿宇

ここで一つの問題が生じる。「宰臣に依り」という文言である。つまり、百官の入内起居という行動は、宰臣の「入内起居」の付属物という含意である。これについて、例えば、宰相は常に皇帝に謁見し、五日ごとに百官がそれに付き従うという解釈でよいのであろうか。歐陽脩『新五代史』巻五四、李琪伝に、

自唐末喪亂、朝廷之禮壞。天子未嘗視朝、而入閣之制亦廢。常參之官日至正衙者、傳聞不坐即退。獨大臣奏事、日一見便殿。而侍從、内諸司、日再朝而已。明宗初即位、乃詔羣臣、五日一隨宰相入見内殿。謂之起居。

唐末の喪亂より、朝廷の禮壞つ。天子未だ嘗て視朝せず、而して入閣の制も亦た廢す。常參の官日び正衙に至る者、不坐を傳聞すれば即ち退く。獨り大臣の奏事、日に一たび便殿に見ゆ。而して侍從、内諸司、日に再朝するのみ。明宗初めて即位し、乃ち詔して羣臣、五日に一たび宰相に隨ひ内殿に入見せしむ。之れを起居と謂ふ。

とあり、「大臣」は毎日一度「便殿」で皇帝に謁見し、彼らより親近な「侍從・内諸司」は毎日二度謁見するといふ。これによると、少なくとも、宰相は毎日皇帝に謁見していたことになる。しかし、そうとも言いがたい史料がある。『冊府元龜』巻五八、帝王部、勤政に、

「明宗長興四年933」十月辛酉「一八」、上顧謂侍臣曰、宰臣久不相見、何也。因令孟漢瓊傳詔。馮道奏曰、臣等以五日起居、稟中旨召見、不敢大進也。是月、道率百僚見于中興殿。

十月辛酉、上顧て侍臣に謂ひて曰く、宰臣久しく相ひ見えず、何ぞや。因て孟漢瓊をして傳詔せしむ。馮道奏して曰く、臣等五日の起居を以て、中旨を稟けて召見す、敢へて大進せざるなり。是の月、道百僚を率ひて中興殿に見ゆ。

とあり、宰相が「中旨を稟けて召見」されるのは五日起居のみであり、結果、明宗皇帝から「宰相と久しく会わぬ」と訝られることとなった。次に『五代会要』巻一三、中書門下の条に、

「末帝清泰」二年「九三五」三月、宰臣張延朗奏。臣判三司事、每日内殿祇候。其合綴前班押班、伏乞特免。從之。

二年三月、宰臣張延朗奏す。臣三司の事を判し、毎日内殿にて祇候す。其の合に前班に綴り押班すべきは、伏して乞ふらくは特に免ぜられんことをと。之に從る。

とあり、宰相張延朗が毎日「内殿」で祇候していたことを伝えるが、それは彼が三司を判していた故であることがわかる。故に、三司のような財務官や枢密使を兼任していない宰相は、そうではない可能性が出てくる。他に毎日起居した官職について、『旧五代史』巻四六、末帝紀上に、

「清泰元年934」十一月辛丑「中略」御史臺奏、前任節度使、刺史、行軍副使、雖每日於便殿起居、每遇五日起居、亦合綴班。從之。

十一月辛丑「中略」御史臺奏す、前任節度使、刺史、行軍副使、毎日便殿にて起居すと雖も、五日の起居に遇ふ毎に、亦た合に班に綴るべしと。之に從る。

とあって、前任節度使・刺史・行軍副使という地方長官・軍官は毎日「便殿」で起居しているが、五日起居の開催日においても、他官と同様に起居の儀礼に参加して立班すべしとの措置がされている。<sup>⑩</sup>

以上、莊宗朝以来、一部の高官及び軍事・財政で重視された官職は、入閣や五日起居というフォーマルな朝会儀礼以外に、随時「内殿」・「便殿」で皇帝に謁見していたことは確実である。しかし、明宗朝になると、宰相がそこから疎外されていた可能性がある。

そこで、この問題について、参考になるのは、末帝の清泰二年（九三五）七月丁巳に、宰相盧文紀が上呈した上奏文である（『旧五代史』卷四七、末帝紀中<sup>80</sup>）。これは、末帝が盧文紀達宰相を召見した時に、彼らが王朝に貢献できる上奏をしていないのを責めたのに対して、そのいいわけを述べたものである。長文になるが、本論考の論旨に関わる史料なので、内容に従って改行し数字・記号を振るなど整理して掲載し、その後を箇条書きにし、訓読は省略する。

〔清泰二年935七月〕丁巳、宰臣盧文紀等上疏。其略曰、

①臣近蒙召對、面奉天旨、凡軍國庶事、利害可否、卿等合盡言者。

②臣等謬處台衡、奉行制勅。

③但緣事理互有區分、軍戎不在於職司、錢穀非關於局分。

苟陳異見、即類侵官。

況才不濟時、識非經遠。

④因五日起居之例、於兩班旅見之時、略獲對敷、兼承顧問。

衛士周環於階陛、庶臣羅列於殿庭、四面聚觀、十手所指。

臣等苟欲各伸愚短、此時安敢敷陳。韓非昔懼於說難、孟子亦憂於言責。



⑤ 臣竊奉本朝政事、

肅宗初平寇難、再復寰瀛、頗經涉於艱難、尤勤勞於委任。

a 每正衙奏事、則泛咨訪於羣臣。

b 及便殿詢謀、則獨對敷於四輔。

⑥ 自上元元年後、於長安東內置延英殿。

c 宰臣如有奏議、聖旨、或有特宣。皆於前一日上聞。

d 對御之時、祇奉冕旒、旁無侍衛。獻可替否、得曲盡於討論、捨短從長。

故無虞於漏洩、君臣之際、情理坦然。

⑦ 伏望、聖慈俯循故事。

或有事關軍國、謀繫否臧、未果決於聖懷、要詢訪於臣輩。

e 則請依延英故事、

前一日傳宣。

f 或臣等有所聽聞、切關利害、難形文字、須面敷敷。

臣等亦依故事、前一日請開延英。

⑧ 當君臣奏議之時、祇請機要臣僚侍立左右。兼乞稍霽威嚴、恕臣荒拙、雖乏鷹鷂之効、庶盡葵藿之心。

⑨ 詔曰「中略」切請復延英之制、以伸議政之規。

而况列聖遺芳、皇朝盛事、載詳徵引、良切歎嘉。

⑩ 恭惟五日起居、

先皇垂範。俟百寮之俱退、召四輔以獨昇。接以溫顏、詢其理道。

計此時作事之意、亦昔日延英之流。

⑪朕叨獲嗣承、切思遵守、將成其美、不爽兼行。

其五日起居、仍令仍舊。

⑫尋常公事、亦可便舉奏聞。

⑬或事屬機宜、理當秘密、量事緊慢、不限隔日及當日、便可於閣門祗候、具

榜子奏聞、請面敷敷。

g 即當盡屏侍臣、端居便殿、佇聞高議、以慰虛懷。

⑭朕或要見卿時、亦令當時宣召。

⑮但能務致理之實、何必拘延英之名。

有事足可以討論、有言足可以陳述。宜以沃心為務、勿以逆耳為虞。勉罄謀猷、以裨寡昧。

⑯帝性仁恕、聽納不倦。

⑰嘗因朝會、謂盧文紀等曰、朕在藩時、人說唐代為人主端拱、而天下治。

蓋以外侍將校、內倚謀臣、故端拱而事辦。

朕荷先朝鴻業、卿等先朝舊臣。

h 每一相見、除承奉外、略無社稷大計、一言相救。坐視朕之寡昧、其如宗社何。

⑱文紀等引咎致謝、因奏延英故事。

故有是詔。

- ① 盧文紀達が召見の場で、末帝から「軍国の大事の利害可否について、意見を尽くすべきだ」と下命があったことを述べる。
- ② それに対して、宰相の立場からご下命に応えることを述べる。
- ③ 宰相は、軍事・財政には関与しておらず、それらに対して意見を述べれば、越権行為に類する。
- ④ 宰相は五日起居の日に、大勢の文武百官と共に皇帝に謁見しており、その際、皇帝に対する面奏・諮問の機会を与えられる。だがそこは衛士が取り巻き、殿廷には百官が居並んでおり、そうした場では意見を述べるのはためらわれる。
- ⑤ 大唐の故事では、肅宗皇帝の時代に、a 正衙奏事において、あまねく群臣に諮問し、b 便殿の謀議には宰相のみが召対された。
- ⑥ 上元年間以降、長安の大明宮には延英殿が置かれ、c 宰相の奏議、或いは皇帝の特別の指示などがあれば、一日前に上聞して延英殿開催を請うた。d 召対の場では、傍らに侍衛の兵士もおらず、宰相の献策は意を尽くすことができた。
- ⑦ 盧文紀達は末帝に、軍国の謀に関わることで宰相に諮問する必要が生じたならば、e 延英殿の故事に従い、一日前に宣を出し、f もし宰相達が皇帝に上奏すべきことで、文章では意を尽くせず、対面して申し上げなければならぬときも、一日前に延英殿を開くことにすることを要請した。
- ⑧ 奏議の際には、機要の臣僚（おそらく枢密使）のみ左右に控えさせて、皇帝の威厳を解かれて、温情を賜りたいと

述べる。

⑨末帝は詔して、宰相達が延英殿の制度を復活させることを切望しているのは、議政の改善に役立ち、また唐王朝の故事でもあり、喜ばしいと述べた。

⑩その上で、五日起居は明宗の創始であり、百官が退去した後、宰相のみを昇殿させ、温容を以て治道を問うものである。その意図は昔日の延英殿の流れを汲むものであるとの見解を示した。

⑪末帝は、明宗の意図を受け継ぎ、五日起居は、旧来通りとした。以下、末帝の言路洞開についての具体的な指し示が示される。

⑫通常の公事があれば、ただちに奏聞してよい。

⑬機密事項は、事の重要性を計つて日にちに関わらず、閤門に祇候し、膀子で奏聞して面對を請え。

G 末帝自身は便殿に端居し、侍臣を悉く遠ざけて高邁な議論をじっくり聞く。

⑭また、末帝が宰相との会見を必要としたなら、随時に宣を出して召対する。

⑮治道の実をあげるとするならば、必ずしも「延英」の名にこだわらないとし、「逆耳」をもって恐れるなど論ず。

⑯末帝は仁恕な性格で、臣下の進言を倦むことなく聞き入れた。

⑰朝会の時に盧文紀達にいう。外は將校達に恃み、内は謀臣によつて大唐の君主の如く端居して天下を治めたい。日しかるに、宰相達に会うごとに、社稷の大計を聴かず、皇帝の命を奉るだけだと。

⑱盧文紀達は謝罪し、それで延英殿の故事を奏上した。

宰相盧文紀と末帝のやり取りから読み取れるのは、次の諸点である。

1. 当時の政権構造は、宰相・樞密使・三司使で民政・軍事・財政を分掌していた。…③
2. 当時の宰相は五日起居の場でしか、皇帝にも申しあげることができなかった。…④
3. 五日起居の日には確かに宰相の奏上の機会がある。しかし、衆人環視の場で委曲を尽くせない…④
4. 大唐の延英殿制度を引き合いに宰相達が要請したのは、次の二点である。…⑤⑥⑦⑧
  - 「随時、御前会議を開催できる機動性のある制度
  - 「御前会議を密談の場とし、意見具申の融通性に配慮する
5. 五日起居も運営次第で延英殿と同様の効果を期待できるという末帝の見解…⑩
6. それを踏まえた上で、宰相の要請を踏まえた末帝の措置
  - 「宰相・皇帝双方の都合から随時御前会議を開催する…⑫⑬⑭
  - 「便殿にて従容として聴政…⑮ G

末帝の「中興殿五日起居は、大唐延英殿と同様である」という言説(5)は、少しおおぎつばな議論である。中興殿において百官退去後に、残留した宰相達と少人数で議論する方途は、大唐紫宸殿入閣の仗下奏事にあたり、朝儀から分離独立した便殿延英殿は、それとは異質だからである。それ故、五日起居制度とは別に、随時召対の実現を明言しなければならなかった(6)。それを行う場合は「便殿」であり、必ずしも中興殿というわけではない。中興殿とは別の殿宇を設けるとしたら、それはまさしく大唐の延英殿に相当しよう。宰相達の要求(4)を完全に実現するとしたら、やはり朝儀の場から独立した別殿が必要になり、結局、延英殿・紫宸殿分立の大唐の制の再現とな

る。盧文紀の言い訳は理のない事ではない。

以上要するに、末帝期の政治構造において、宰相達が五日起居の儀制に制約されて、皇帝とのコミュニケーションが不足していたのは事実であり(2)、それをもたらした要因の一つは、民政・軍事・財政の三大権能の分掌体制であろう(1)。軍事・財政を掌る枢密使・三司使は、先述の如く毎日「内殿」もしくは「便殿」で皇帝に謁見していたからである。五代当時の優先順位からすれば、それほど奇怪なことではないが、先に歐陽脩が『新五代史』巻五四、李琪伝に述べる、「大臣が毎日一度謁見していた」ことと若干の齟齬がある。

或いは、先に列挙した、皇帝が宰相と会わないという諸史料は、明宗朝後半以後のものであり、明宗の治世初期は、宰相も中興殿もしくは別の「便殿」に毎日参上していた可能性も否定できない。この問題については宰相と枢密使の関係性も含めて後日の考察に待ちたい。本稿では、盧文紀が引き合いに出した延英殿の五代における様態について次章で検討する。

### 第三章 五代における延英殿と内殿・便殿・正殿

#### 第一節 五代延英殿の位置

五代の洛陽宮にも「延英殿」と称する殿宇が存在したらしいが、その実態はすこぶる曖昧である。『宋会要輯稿』方域一に、

〔敷政門〕次北曰文明殿。唐曰真觀、梁曰文明殿。東南隅有鼓樓、西南隅有鐘樓。東西橫門曰左右延福門。殿兩挾曰東上、西上閣門。殿後有柱廊。次曰垂拱殿。唐曰延英、太平興國三年、改今名。殿後通天門、復有柱廊〔中略〕廣壽殿門之西曰明福門。其次北廊接通天門、南對文明殿。明福門內曰天福殿門。門內天福殿。唐曰崇勳殿、後唐曰中興、晋改今名。

〔敷政門〕次北を文明殿と曰ふ。唐貞觀と曰ひ、梁文明殿と曰ふ。東南隅に鼓樓あり、西南隅に鐘樓あり。東西橫門を左右延福門と曰ふ。殿兩挾を東上、西上閣門と曰ふ。殿後に柱廊あり。次を垂拱殿と曰ふ。唐延英と曰ふ、太平興國三年、今名に改む。殿後は通天門、復た柱廊あり〔中略〕廣壽殿門の西を明福門と曰ふ。其の次、北のかた廊にて通天門に接し、南のかた文明殿に對す。明福門内を天福殿門と曰ふ。門内天福殿なり。唐は崇勳殿と曰ひ、後唐は中興と曰ひ、晋今名に改む。

とあり、『河南志』宋城闕古蹟に、

〔敷政門〕次北文明殿（正衙殿也。唐之武成、宣政。又改貞觀。梁開平三年改文明）。殿東南隅有鼓樓、西南隅有鐘樓。東西橫門、曰左右延福門。殿兩挾、曰東上、西上閣門（殿後有柱廊）。次曰垂拱殿（按、唐天祐□後□□□□□傳是此殿、太平興國□□□□垂拱）。殿後通天門（後有柱廊）〔中略〕廣壽殿門之西、曰明福門。其柱廊接通天門（南對文明殿）。明福門内、曰天福殿門。門内天福殿（唐天祐之崇勳殿。後唐同光二年改。中興□□□□□寢殿并門名。晋天福二年、又改今名〔後略〕）。

「敷政門」次北文明殿なり（正衙殿なり。唐の武成、宣政なり。又た貞觀と改む。梁開平三年文明と改む）。殿東南隅に鼓樓あり、西南隅に鐘樓あり。東西横門、左右延福門と曰ふ。殿兩挾、東上、西上閣門と曰ふ（殿後に柱廊あり）。次垂拱殿と曰ふ（按ずるに、唐天祐□後□□□□□傳是れ此の殿なり、太平興國□□□□垂拱）。殿後は通天門（後に柱廊あり）。「中略」廣壽殿門の西、明福門と曰ふ。其の柱廊通天門に接す（南のかた文明殿に對す。）明福門内、天福殿門と曰ふ。門内天福殿なり（唐天祐の崇勳殿なり。後唐同光二年改む。中興□□□□□寝殿並びに門名。晋天福二年、又今名に改む〔後略〕）。

とあつて、『宋史』卷八五、地理一、洛陽に、

「太極殿（五代の明堂殿）」西有門三重、曰應天、乾元、敷教。内有文明殿。旁有東上閣門、西上閣門。前有左右延福門。後又有殿曰垂拱。殿北有通天門柱廊。北有明福門、門内有天福殿。

「太極殿（五代の明堂殿）」西に門三重あり、應天、乾元、敷教と曰ふ。内に文明殿あり。旁に東上閣門、西上閣門あり。前に左右延福門あり。後又殿ありて垂拱と曰ふ。殿北に通天門柱廊あり。北に明福門あり、門内に天福殿あり。

とある。『宋会要輯稿』では、肝心の垂拱殿（唐延英殿）付近の構造、とりわけ明福門・通天門・柱廊と垂拱殿（唐延英殿）の關係性が不明瞭であるが、『河南志』及び『宋史』の記述を参考に作図したのが図1である。だが、この図にしても、文明殿（正衙殿、入閣の朝儀奉行）と、中興殿（五日起居の朝儀奉行）の間に延英殿が位置しており、いささか不自然さは否めない。「入閣」と「五日起居」の二大朝儀を奉行する殿宇の間に延英殿が挟まる形になっているからである。これについては後ほど、再検討することにして、まず、史書に現れる延英殿の事例を考察する。



## 第二節 後梁の延英殿

『五代会要』卷五、朔望朝参に、

梁、開平元年「九〇七」十月。中書門下奏、請每月初入閣、望日御延英聽政、永爲常式、從之。

梁、開平元年十月。中書門下奏す、每月初入閣し、望日延英に御して聽政し、永く常式と爲さんことを請ふ、之に従る。

とあつて、後梁の洛陽では延英殿は實際に機能していたはずである。唐朝終焉時の朝廷は洛陽であり、禪讓された後梁朝は洛陽宮をそのまま継承したからである。ところが、その二年後には朝会制度は変化していたようで、『旧五代史』卷四、梁書、太祖紀に、

「開平三年九〇九」八月甲午「一」「中略」又勅、朕以干戈尚熾、華夏未寧、宜循卑菲之言、用致雍熙之化。起八月一日、常朝、不御金鑾、崇勲兩殿。只於便殿聽政。

八月甲午「中略」又勅す、朕干戈尚ほ熾んにして、華夏未だ寧ならざるを以て、宜しく卑菲の言に循ひ、用て雍熙の化を致すべし。八月一日起り常朝、金鑾、崇勲兩殿に御せず。只だ便殿にて聽政せん。

とあり、金鑾殿・崇勲殿での「常朝」をやめて「便殿」にて聽政するとしている。この勅は、前月七月二十七日の勅を承けたものであろう。『旧五代史』卷四、梁書、太祖紀に、

「開平三年九〇九、七月」己丑「二六」夕、寢殿棟折。詰旦、召近臣、諸王、視棟折之迹。帝慘然曰、幾與卿等不相見。君臣對泣久之。遂詔有司、釋放禁人。從八月朔日後、減膳進素食。禁屠宰、避正殿。修佛事、以禳其咎。

己丑夕、寢殿棟折る。詰旦、近臣、諸王を召し、棟折の迹を視る。帝慘然として曰く、幾ど卿等と相ひ見えずと。君臣對泣すること之久しくす。遂に有司に詔し、禁人を釋放す。八月朔日従り後、減膳して素食を進む。屠宰を禁じ、正殿を避く。佛事を修め、以て其の咎を禳ふ。

とあり、八月一日より「正殿」を避けるとある。従つて、前掲八月一日の勅に出てくる金鑾殿・崇勲殿は「正殿」となる。さらにこの二殿で「常朝」をしていたとあるから、これらの二殿宇は「常朝を行う正殿」であり、唐制の紫宸殿にあたろう。さらにこの二殿とは別に「便殿」があり、「正殿」∨「便殿」の秩序構造が認められる。

唐制では、この「便殿」にあたるのが延英殿であるが、前掲開平元年十月の記事に出てくる「延英」は朔日の入閣と並ぶので、フォーマルな朝儀であり「正殿」の印象を受ける。つまり、開平元年から三年の間に延英殿が行方不明になったのである。三年の勅に出てくる金鑾殿・崇勲殿であるが、後者は後唐朝に中興殿と改名され(前掲『宋会要輯稿』参照)、前章で見たように後唐朝儀の中核となった殿宇である。前者の金鑾殿であるが、『河南志』に、

明福門之西曰、金鑾殿門。門内金鑾殿(唐天祐中、號太極殿。又名思政。梁開平三年、改曰金鑾。用敬翔爲金鑾殿大学士、即此殿也。後唐莊宗復改太極。長興中改二儀殿。後復改金鑾。今殿内有佛像、經藏、金錄、道場什器局之□)。

明福門の西を金鑾殿門と曰ふ。門内金鑾殿なり(唐天祐中、太極殿と號す。又思政と名づく。梁開平三年、改めて金鑾と曰ふ。敬

翔を用て金鑾殿大学士と爲すは、即ち此の殿なり。後唐莊宗復た太極と改む。長興中、二儀殿と改む。後復た金鑾と改む。今殿内に佛像、経藏、金籙、道場什器局之□あり。

とあつて、文明殿―延英殿―明福門―中興門―中興殿という、筆者が想定する南北に重要殿宇が連なる構造が正しいとすれば、西側に偏した「便殿」とも言うべき殿宇である(図1)。文中にいうように敬翔が授与された大学士号が「金鑾殿」にちなんだものとしたら、「正殿」というよりも「便殿」に近い位置づけである。そうすると、なおさら文明殿と崇勳殿(中興殿)に挟まれた延英殿が曖昧となつてしまふ。さらに、金鑾殿がその配置にも関わらず「正殿」であるとしたら、八月一日以後、聴政をしたという「便殿」はどこであろうか。残念ながら現時点で不明と言ふしかない。<sup>20)</sup>

### 第三節 後唐莊宗朝の延英殿

次に延英殿の名称が見えるのは、後唐莊宗朝末である。『冊府元龜』卷一八一、帝王部、無断に、

「同光」四年「九二六」三月壬戌「二六」。宰相豆盧革率百官上表、請出内府財帛勞軍。以軍情有變故也「中略」。帝召宰臣於便殿。劉皇后出宮中粧奩銀盆各二、并皇子滿喜等三人。謂宰臣曰、外人不知。謂内庫金寶無數、諸道所進、旋以給賜。今宮中有者、即粧奩纓襦而已。可市之贍軍。革等惶恐而退「中略」。宰臣延英奏對、每請出内府財以給諸軍。帝將行之、尋爲劉后所沮而止。

四年三月壬戌。宰相豆盧革百官を率ひて上表し、内府の財帛を出し軍を勞はんことを請ふ。軍情變あるを以ての故なり「中略」。帝

宰臣を便殿に召す。劉皇后宮中の粧奩銀盆各二、並びに皇子滿喜等三人を出す。宰臣に謂ひて曰く、外人知らずして謂ふらくは、内庫金寶無數にして、諸道進む所、旋ち以て給賜すと。今宮中ある者、即ち粧奩纓襦のみ。之を市りて軍を贍すべしと。革等惶恐して退く「中略」。宰臣延英にて奏對するに、毎に内府の財を出し以て諸軍に給せんことを請ふ。帝將に之を行はんとするに、尋ひて劉後の沮する所と爲りて止む。

とあり、豆盧革ら宰相達の要請に、劉皇后が威圧を加えた場を「便殿」としており、後文では、宰相の要請は延英殿でなされたとする。『新五代史』卷一四、唐太祖家人伝二、皇后劉氏には、

明年三月。客星犯天庫、有星流于天棊。占星者言、御前當有急兵。宜散積聚、以禳之。宰相請出庫物、以給軍。莊宗許之。后不肯曰、吾夫婦得天下。雖因武功、蓋亦有天命。命既在天、人如我何。宰相論于延英、后於屏間耳屬之。因取粧奩及皇幼子滿喜、置帝前曰、諸侯所貢給賜已盡。宮中所有惟此耳。請鬻以給軍、宰相惶恐而退。明年三月。客星、天庫を犯し、星有りて天棊に流る。星を占ふ者言ふ、御前に當に急兵有るべし。宜しく積聚を散じ以て之を禳ふべしと。宰相、庫物を出し、以て軍に給せんことを請ふ。莊宗之を許す。后肯んぜずして曰く、吾が夫婦天下を得たり。武功に因ると雖も、蓋し亦た天命有らん。命既に天に在り、人我を如何せん。宰相、延英に論ずるに、后屏間において之を耳屬す。因つて粧奩及び皇幼子滿喜を取り、帝前に置ひて曰く、諸侯貢する所の給賜已に盡く。宮中有る所、惟だ此れのみ。請ふ鬻ひて以て軍に給せんと、宰相惶恐して退く。

とあり、劉皇后の乱入は延英殿での出来事としている。いづれが是ともいえないが、延英殿＝便殿の等式は成り立

つといえる。次に、『冊府元龜』卷九九四、外臣部、備禦七に、

〔同光〕三年〔九二五〕二月己卯〔二六〕、文思殿宴罷。召郭崇韜於文明殿後、議邊事。言契丹部族方彊、幽州寡弱。威名宿將、相繼殂雒。如非勲望、難伏夷人。崇韜曰、臣未奉聖謨。已有私畫、敢不上陳。因曰、李紹斌、雖忠勤盡瘁、洞悉燕薊事情、然向來名位未高、蕃情恐未寤。伏此時彈壓、宜委重臣。上曰正吾意也。

三年二月己卯、文思殿の宴罷む。郭崇韜を文明殿の後に召し、邊事を議す。言へらく、契丹部族方めて彊く、幽州寡弱なり。威名宿將、相ひ繼ひて殂雒す。如し勲望に非ざれば、夷人を伏し難し。崇韜曰く、臣未だ聖謨を奉ぜず。已に私畫あり、敢へて上陳せず。因て曰く、李紹斌、忠勤盡瘁、燕薊の事情を洞悉すと雖も、然れども向來名位未だ高からず、蕃情未だ寤せずを恐る。伏して此の時彈壓し、宜しく重臣に委ぬべしと。上曰く正に吾意なりと。

とあり、莊宗が樞密使郭崇韜とかなり重要な議論をしたのは、文明殿の後である。宴会開けの草卒な諮問としても、露天で話し合うのは変だとするならば、延英殿の可能性も完全に否定できない。しかし、『旧五代史』卷三四、唐書、莊宗紀に、

〔同光四年九二六・三月〕丙子〔二〇〕、樞密使李紹宏、與宰相豆盧革、韋説、會於中興殿之廊下、商議軍機。因奏魏王西征、兵士將至、車駕且宜控汜水、以俟魏王。從之。

樞密使李紹宏、宰相豆盧革、韋説と中興殿の廊下に會し、軍機を商議す。因て奏すらくは魏王西征し、兵士將に至らんとす、車駕且つ宜しく汜水を控へ、以て魏王を俟つべしと。之に従る。

とあり、御前會議ではなく宰相・枢密使の商議ではあるが、中興殿の廊下で行われている。おそらく、莊宗はこの時期、中興殿に出御していたものであろう。要するに、中興殿も聴政の場として活用されていた。その翌月、『新五代史』卷三七、伶官伝に、

李嗣源兵反、嚮京師。莊宗東幸汴州、而嗣源先入。莊宗至萬勝、不得進而還。軍士離散、尚有二萬餘人。居數日、莊宗復東幸汜水、謀扼關以為拒。四月丁亥朔。朝羣臣於中興殿、宰相對三刻罷。從駕黃甲馬軍、陣於宣仁門。步軍陣於五鳳門以俟。莊宗入食內殿。從謙自營中、露刃注矢、攻興教門。黃甲軍相射。莊宗聞亂、率諸王衛士、擊亂兵出門。亂兵縱火焚門。緣城而入。莊宗擊殺數十百人。亂兵從樓上射帝。帝傷重、踏于絳霄殿廊下。自皇后、諸王、左右皆奔走。至午時帝崩。

李嗣源の兵反し、京師に嚮ふ。莊宗東して汴州に幸するに、嗣源先づ入る。莊宗萬勝に至るに、進むを得ずして還る。軍士離散するも、尚ほ二萬餘人あり。居ること數日、莊宗復た東して汜水に幸し、關を扼して以て拒と為さんことを謀る。四月丁亥朔。羣臣を中興殿に朝し、宰相對すること三刻にして罷む。從駕黃甲馬軍、宣仁門に陣す。步軍五鳳門に陣し以て俟つ。莊宗入りて內殿に食す。從謙營中より、露刃注矢し、興教門を攻む。黃甲軍相ひ射つ。莊宗亂を聞き、諸王衛士を率ひ、亂兵を撃ちて門を出づ。亂兵火を縱ちて門を焚く。城に緣ひて入る。莊宗數十百人を擊殺す。亂兵樓上從り帝を射つ。帝傷重く、絳霄殿の廊下に踏る。皇后、諸王、左右より皆奔走す。午時に至りて帝崩す。

とあり、李嗣源（明宗）の反乱と莊宗の最後を伝える。中興殿に群臣を朝会させ、宰相と聴政した日の午後であった。その日は朔日であり、莊宗朝の制では月に一度の入閣日である。数少ない朝会儀礼の日に行われた御前會議であつ

た。ちなみに荘宗が斃れた絳霄殿は、中興殿の背後の殿である(図1)。朝儀が終わって荘宗が食事をとりに行った「内殿」は、絳霄殿以北の殿であろう。少なくとも中興殿ではない。つまり、後唐では、荘宗朝末期に中興殿が朝儀・聴政の場として活用されつつあったことは看守できる。

翻って表1を見るに、宰相は朔日以外に荘宗に謁見・奏事しているので、随時奏対できたと思われる。そして、表1-4に言う「内殿対見」の制であるが、今まで見てきた実例によるに、実際に宰相・枢密使達が活動したのは中興殿の近辺である。「内殿」は中興殿も指すこともあるが、それ以外の殿の可能性もあり、「内殿」の表記自体は特定の殿字を示すものではないことがわかる。これについては、後章であらためて検討する。

問題は、先述の如く延英殿(＝便殿?)の存在が、中興殿を中心とする諸「内殿」の他に隠見することである。これは次の明宗朝にいたるも続く。

#### 第四節 後唐明宗朝の延英殿

明宗皇帝は、即位して四月二十五日、中興殿での聴政を始めて行つたが(表1-10)、史書には「帝始聴政於中興殿」とのみ記載しており、これが一部高官だけの召見か、群臣を集めての朝儀であるのか不明である。そして翌月五月二日<sup>②</sup>に五日起居創始の勅が出された。『冊府元龜』卷一〇八、帝王部、朝会二に、

五月丁巳〔二〕。内出御劄一封、賜宰臣、曉示文武百寮。每日正衙常朝外、五日一度、赴内殿起居。宰臣、百官、班於文明殿庭謝。其中書、非時有急切公事、請開延英、不在此限。

五月丁巳。内より御劄一封を出し、宰臣に賜ひ、文武百寮に曉示す。毎日正衙常朝の外、五日に一度、内殿に赴ひて起居せよ。宰

臣、百官、文明殿庭に班して謝せ。其の中書、非時急切公事あらば、延英を開かんことを請へ、此の限に在らずと。

とある。起居の制の但し書きとして、「その中書、非時に急切の公事あらば、延英を開かんことを請え、この限にあらざ」とあり、ここに中興殿以外の随時の召対場所として「延英殿」が歴々として出現するのである。「非時」とあるからには、中興殿の五日起居、つまり朝儀における聴政以外の時間帯での臨時の奏上を意味する。先に述べたように、延英殿は文明殿の背後に位置したらしいので、皇帝が急遽宰相に会見する、臨時の奏対の場としては、適切な殿宇のように思える。

しかしながら、ここで想起されるのは、前章で検討した末帝と盧文紀の対話である。大唐の故事に倣って「非時召対の場としての延英殿」の復活を説いた盧文紀、それを否定して、随時の召対を「便殿」で行うとした末帝、この君臣の対話は、明宗のこの時の勅が実態を備え継続していたならば、不用な議論である。しかも、天成元年(九二六)五月から、清泰二年(九三五)七月まで十年足らずの間であり、不可解である。明宗の制が実行されていたならば、末帝・盧文紀ともわざわざ大唐の故事を持ち出して議論する必要もないのだ。

これを整合的に解釈しようとするならば、先に挙げた明宗勅の但し書きは具文であり、実行されなかつたとみるしかない。さらには、「延英殿」という殿宇が、果たして聴政の場として機能していたのかも疑つてかかる必要が生じてくる。一方で、表1にあるように、この後も臣僚の奏議に「延英殿」の語彙は登場する。表1-12『五代会要』卷六、常朝に、

天成元年「九二六」五月十九日。敕、本朝舊日、趨朝官置待漏院。候子城門開、便入立班。如遇不坐、前一日



晚、便宣、來日兩衙不坐。其日纔明、閣門立班。便宣、不坐。百官各退歸司。近年已來。雖遇不坐正殿、或是延英對宰臣。或是內殿親決機務。所司不循舊制、往往及辰巳之時、尚未放班。既日色已高、致人心咸倦。今後若遇不坐日、未御內殿前、便令閣門使宣不坐、放朝退班。

天成元年五月十九日。敕す、本朝の舊日、趨朝官待漏院を置く。子城門開くを候ち、便ち入りて立班す。如し不坐に遇へば、前一日の晚、便ち宣す、來日兩衙不坐と。其の日纔に明くれば、閣門にて立班す。便ち宣す、不坐と。百官各の退きて司に歸る。近年已來。正殿に坐せざるに遇ふと雖も、或ひは是れ延英にて宰臣に對す。或ひは是れ內殿にて機務を親決す。所司舊制に循わず、往往辰巳の時に及ぶも、尚ほ未だ班を放せず。既に日色已に高く、人心咸な倦むを致す。今後若し不坐の日に遇はば、未だ內殿に御せざる前、便ち閣門使をして不坐を宣し、放朝退班せしむ。

とあり、「正殿」・「延英」・「內殿」の三所が言及されている。

- ① 正殿…百官が立班する殿宇? ↓文明殿?
- ② 延英…宰相を召対するところ
- ③ 內殿…機密事項を皇帝自ら処理するところ  
↓ 樞密使・三司等を召対するところ?

① 文明殿の百官立班は皇帝が親臨しない「常朝の儀」であり、筆者は旧稿でこれを「宣不坐」の儀と名付けた。<sup>56</sup> ②と③であるが、前章で見た宰相と三司・樞密など諸使の関係性を見ると、③は具体的に場所を特定できず「內殿」としか言えないもの、となる。②は文字通りにとれば、文明殿背後の延英殿となる。或いは、明宗朝初年の天成元

年当時は、延英殿での宰臣召対は実施されていたのかもしれない。しかし、前述の五日起居の制の由来からすると、そのような儀制が創始された前提は、宰相が「内殿」中興殿に入ることであったから、厳密に延英殿を指すとは断定できない。中興殿での皇帝と宰相の奏対を比喩的に「延英」と称した可能性が生じる。

次に、第一章で挙げた、入閣・五日起居と転対に関する記事(表1-15、天成元年七月)を再び見てみよう。

①毎月文明殿入閣、及百官五日一赴中興殿等事。②伏准故事、毎月百官入閣。所司排儀仗、金吾勸契。入後、有待制、次對官。各學論本司公事。左右起居、分記言動、以付史館、編脩帝録。此本朝經久之制也。③昨陛下初膺大寶、思致治平、遂降綸言。特申聖旨、百官除常朝外、a 依宰臣、每五日一度入内起居。所貴得預敷陳、俾凝庶績。此益陛下切於百司、各言於時政。特令五日一面於天顏。b 雖眷睴以丁寧、限朝儀之拘束。序班而入、拜手而廻。縱有公事要言、亦且卷行、須出。百司何由舉職、兩史無以記言。c 外則因此廢待制、次對之官。d 内則無以分延英、衆人之別。④以臣愚見、竊有所陳。a 欲乞陛下每月一日、十五日兩度、出御文明殿、排入閣之儀。諸司依前轉對、奏論今司公事。其百官就食、謂之廊飡。則中外既有區分、禁庭亦更嚴察。b 如陛下切於群臣有所敷陳。即乞因宰臣五日一度延英之際、班行内有要奏事者、臨門狀到、便許引入。此又於旅進旅退、事理不同、言路既開、別彰聖德。

とあり、要点は以下の通りである。

「②…唐制の入閣では儀仗を備えて百官が揃う中で、待制・次對官の奏事、左右起居の記録が行われた

- ③ a…五日起居の制では百官は宰相に従って皇帝の尊顔を仰ぐことができる
- ③ b…朝儀なので百官は拝して退出し、奏事できず、左右起居も記録できない
- ③ c…「外」は待制・次対の官を廃することになる
- ③ d…「内」は「延英」・「衆人」の区別がない
- ④ a…入閣の際、故事によって転対を設け、諸司の公事を奏させる  
↓これによつて「中」と「外」の区分がなされ、朝廷も厳かになる
- ④ b…もし陛下が群臣の意見聴取を切望されるならば、宰相の「五日一度延英」の際に、百官が奏上を希望する者あらば、（事前に門に詣り）その旨奏上させる  
↓かくすれば、「旅進旅退」とは異なり言路開かれる

さて、③ c・dの「外」・「内」とは何か。李琪は入閣での次対官などの奏対制度復活を請うているので、「外」とは入閣の朝儀であることは確かだと言えよう。そうすると「内」は「五日起居」となる。よつて③ d「延英」・「衆人」の別とは、宰相・百官の区別をいうのではあるまいか。

つまり、宰相が百官と分離されて内密に皇帝と議政することを「延英」と称したのであろう。そして「衆人」とは五日起居などの朝儀において皇帝の面前で「旅進旅退」する百官である。したがつて彼ら百官の言路は、入閣の儀及び次対（転対）官の復活によつて保証されるものである④ a<sup>②</sup>。

ただし、明宗皇帝の勤政の御心を察するならば、事前奏上を前提として、中興殿庭の百官奏事を許容するものである④ b<sup>①</sup>。

以上が李琪の提案の大意であろう。文中に出てくる「延英」とは「皇帝と少人数で議政する宰相の比喻表現」であり(③d)、さらには「中興殿五日起居」の異称ということになる(④b)。なぜならば、①において、「百官五日」「一赴中興殿等事」といいながら、④bにおいて「即乞因宰臣五日一度延英之際」と称しているからである。

或いは、五日に一度、百官が宰臣に従い中興殿に起居すると、その後、宰相と皇帝が中興殿を出て、文明殿背後の延英殿に赴き聴政をするという想定もできる。しかし、先述の如く延英殿の位置関係は中興殿よりも外にあり、皇帝・宰相共にその様な宮内の移動を律儀に行うのか疑問である。宰相・百官が中興殿で皇帝に謁見したならば、百官が退出後、宰相が残留して奏事すればそれで済むからである。

次に表1-34、天成四年(九二九)八月二二日の事例を見よう。『冊府元龜』卷三二四、宰輔部、謀猷四に、

戊午〔二二〕、帝御中興殿、對宰臣、論時政、何者為切。道對曰、務惜生靈為切。臣記近代詞人、為古調詩云。

正月賣新絲、二月糶新粟、救得眼前瘡、剋却心頭肉、我願君王心、化作光明燭、不照綺羅筵、偏照逃亡屋。此詞義雖淺、規諫道深。臣諷誦之、實覺有理。帝深納之。

戊午、帝中興殿に御し、宰臣に對し、時政を論じ、何者切と爲すやと。道對へて曰く、務めて生靈を惜しむを切と爲す。臣近代の詞人を記すに、古調詩を爲りて云ふ。正月新絲を賣り、二月新粟を糶す、眼前の瘡剋を救得し、心頭の肉を却す、我願ふ君王の心、化して光明と作し、燭綺羅筵を照らさず、偏く逃亡の屋を照らさんことをと。此の詞義淺と雖も、規諫の道深し。臣之を諷誦するに、實に理あるを覺る。帝深く之を納る。

とあつて、おそらく五日起居の際の宰相馮道との對話を中興殿での出来事として載せる。中興殿で大唐の「仗下奏

事」の如く宰臣奏対が実施されていた証拠である。これを『旧五代史』卷一二六、馮道伝は、

天成、長興中。天下屢稔、朝廷無事。明宗每御延英、留道訪以外事。道曰、陛下以至德承天。天以有年表瑞。更在日慎一日、以答天心〔中略〕明宗深然之。侂日又問道曰、天下雖熟、百姓得濟否。道曰、穀貴饑農、穀賤傷農、此常理也。臣憶得近代有舉子聶夷中、傷田家詩云。二月賣新絲、五月糶秋穀、醫得眼下瘡、剜卻心頭肉、我願君王心、化作光明燭、不照綺羅筵、偏照逃亡屋。明宗曰、此詩甚好。遽命侍臣錄下。

天成、長興中。天下屢稔り、朝廷無事たり。明宗毎に延英に御し、道を留めて訪ふに外事を以てす。道曰く、陛下至徳を以て天を承く。天有年を以て瑞を表す。更に日に在りて一日を慎しみ、以て天心に答へんことを〔中略〕明宗深く之を然りとす。他日又道に問ひて曰く、天下熟すと雖も、百姓濟るを得るや否やと。道曰く、穀貴ければ農を餓へしめ、穀賤ければ農を傷ましむ、此れ常理なり。臣憶ふて得たり近代の舉子聶夷中に、田家を傷むの詩ありて云ふ。二月新絲を賣り、五月秋穀を糶す、醫眼下瘡剜を得たり、心頭肉を卻す、我願ふ君王の心、化して光明と作り、燭綺羅筵を照らさずして、偏く逃亡の屋を照らさんと。明宗曰く、此の詩甚だ好しと。遽て侍臣に命じて録下せしむ。

とあつて、「傷田家詩」のエピソードは、延英殿での出来事とする。要するに中興殿と延英殿は同一視されていたのである。

以上、総じて考察するに、明宗期の「延英殿」は、文明殿背後のその名の殿宇を實際に使用していた、というよりは、中興殿五日起居の比喩的表現とされた可能性が高い。繰り返しになるが、そうでなければ、前述の如く、末帝朝に延英殿の復活が議論されるはずがないからである。<sup>28)</sup>

しかしながら、前掲『宋会要輯稿』及び『河南志』には、北宋の「垂拱殿」の存在を記し、それが五代の「延英殿」であることを明記している。つまり、延英殿という殿宇の実在そのものは、疑問の余地がないようである。これは筆者の所説に対する有力な反証となり得る。次節では、この問題について再考したい。

### 第五節 延英殿と文明殿の構造

前掲『宋会要輯稿』方域一に、

次北曰文明殿。唐曰真觀、梁曰文明殿。東南隅有鼓樓、西南隅有鐘樓。東西橫門曰左右延福門。殿兩挾曰東上、西上閣門。殿後有柱廊。次曰垂拱殿。唐曰延英、太平興國三年、改今名。殿後通天門、復有柱廊。

とあり、『河南志』宋城闕古蹟に、

〔敷政門〕次北文明殿〔注略〕。殿東南隅有鼓樓、西南隅有鐘樓。東西橫門、曰左右延福門。殿兩挾、曰東上、西上閣門（殿後有柱廊）。次曰垂拱殿（按、唐天祐□後□□□□傳是此殿、太平興國□□□□垂拱）。殿後通天門（後有柱廊）

とあって、傍線を引いたところに注目すると、文明殿と延英殿（垂拱殿）との間に「柱廊」が介在している。次に中軸線上の正殿である明堂殿（図一）について、『宋会要輯稿』は

正殿曰太極殿〔中略〕殿後有柱廊。次天興殿、舊曰太極後殿。太平興國三年、改今名。  
 正殿を太極殿と曰ふ〔中略〕殿後に柱廊あり。次天興殿、舊太極後殿と曰ふ。太平興國三年、今名に改む。  
 とあり、『河南志』宋城闕古蹟には、

殿曰太極殿〔中略〕殿後有柱廊、次天興殿、(大礼宿齋於此、舊曰太極後殿、太平興國三年改)。

殿を太極殿と曰ふ〔中略〕殿後に柱廊あり、次天興殿、(大礼此に宿齋す、舊太極後殿と曰ふ、太平興國三年改む)。

とあつて、正殿太極殿(後唐明堂殿)は太極後殿(宋天興殿)と「柱廊」で連結された工字型の構造であることを伝える。そうであれば、その西方に存在する枢要な殿宇である文明殿も延英殿と「柱廊」で連結された工字型の可能性が強い<sup>④</sup>。つまり、延英殿は文明殿の後殿であり、付属建築物であつた可能性がある。もし、この推定が正しければ、以下のような唐末・五代の沿革を想定できる。

唐末、朱全忠が昭宗を長安から遷御させる際に、洛陽宮を修築したのであるが、長安大明宮の延英殿を洛陽に再現する際に、そのような工字型構造をとつたのかもしれない。『唐会要』卷二四、朔望朝参に、哀帝の天祐二年(九〇五)、朝儀を縮小した勅を載せていう、

天祐二年十二月勅。漢宣帝中興、五日一聽朝。歷代通規、宜爲常式。今後毎月、只許一五九日開延英、計九度。其入閣日、仍于延英日一度指揮。如有大段公事、中書門下具膀子、奏請開延英、不拘日数。

天祐二年十二月勅す。漢宣帝中興し、五日に一たび聽朝す。歷代の通規、宜しく常式と爲すべし。今後毎月、只だ二五九日延英を開き、計九度を許す。其の入閣の日、仍て延英の日において一度指揮せん。如し大段の公事あらば、中書門下勝子を具し、延英を開かんことを奏請せんこと、日数に拘わらずと。

月九回、延英殿を開き、そのうち一回は入閣を挙行するとある。さらに、同書同卷には、

「天祐」三年「九〇六」六月、勅。文武百僚、毎月一度、入閣於貞觀殿。貞觀大殿、朝廷正衙。正至之辰、受羣臣朝賀。比來視朝、未正規儀。今後于崇勳殿入閣。

三年六月、勅す。文武百僚、毎月一度、貞觀殿に入閣す。貞觀大殿、朝廷正衙なり。正至の辰、羣臣の朝賀を受く。比來視朝するに、未だ規儀を正さず。今後崇勳殿において入閣せんと。

とあつて、入閣は一時期貞觀殿（後唐文明殿）で行われていた。つまり、貞觀殿背後の後殿である延英殿で月九度の聴政を行い、そのうち一度は、延英殿ではなく、その主殿の貞觀殿で「入閣の儀」を挙行するという構造である。しかし、貞觀殿は元旦・冬至の大朝会を行う宮殿となっていたので、内朝入閣の長安時代の儀制に照らして、新たに、延英殿背後の崇勳殿（後唐中興殿）が、入閣の場となったのである。貞觀殿の後殿である延英殿よりも、独立した殿である崇勳殿の方が、朝会儀礼の場としてふさわしいからである。こうして延英殿はその機能を曖昧にし始めた。

後梁時代、毎月十五日に延英殿で聴政を実施したものの（表二―二）、結局、前殿である文明殿（大唐貞觀殿）で、月



一度の入閣を挙行し、崇勳殿で常朝を挙行するように変じたのは、前述した通りである。これも、延英殿が文明殿付属建築物であったなら説明がつく。

続く後唐莊宗時代では、一部の要官が内殿で毎日謁見する一方で、百官は、月一度の文明殿入閣しか皇帝に見える機会がなかった。つまり百官は文明殿のラインでシャットアウトされたので、この内殿は延英殿の可能性がある。しかしながら、中興殿も莊宗の聴政の拠点として活用されていたことは、すでに指摘したとおりである。聴政の場は、文明殿―延英殿を離れ内奥へ移動していたのである。

そして、明宗が即位すると、宰相が「内殿」中興殿に入る際に百官が随従し、それによって五日に一度の百官謁見が確立した。つまり、それ以前から宰相達は延英殿ではなく、さらにその北の中興殿に進入していたのである。これは、後梁崇勳殿時代からの伝統を考えれば、自然の成り行きであろう。繰り返すが、百官の朝会儀礼の場としては、延英殿よりも中興殿の方がよりふさわしい。

この五日起居の儀制が成立したことにより、延英殿よりも内奥の中興殿が唐代の紫宸殿入閣常朝の儀に匹敵する、朝会儀礼の場として格式を樹立した。その余波を蒙り、軍政・財務の権限を失っていた宰相は、その召対の機会を五日起居に局限されたのではなからうか。また、一旦、延英殿を通り越して中興殿まで進入した宰相達が、皇帝とともに、外側の延英殿に座を移すというのも考えがたい。

ところで、大唐の時代では紫宸殿で仗下奏事を行った宰相は、同殿退出後、改めて延英殿での皇帝聴政に臨んでいた<sup>⑧</sup>ので、前述の如く、後唐洛陽宮においても、宰相達は、中興殿五日起居終了後に一旦禁中より出で、再度、延英殿に入り皇帝に謁見していた可能性も考えられる。

しかし、大唐大明宮の延英殿は、紫宸殿の西側の禁中の殿宇であり(図三)、後唐の延英殿の如く禁中より出た外

側ではない。後唐期の、文明殿背後の延英殿は、宰相が出向くには都合がよいかもしれないが、皇帝の立場では宰相連に会うために外側に出ることは、威厳を損なうことになるのではなからうか。また、そこまでして実権の縮小した宰相連に会う必要があったであろうか。中興殿でいわゆる「仗下奏事」を行えばそれで事足りるからである。

以上のことから、筆者は明宗朝に見える「延英」の語は中興殿における皇帝―宰相奏対の比喩的表現とする見解を一案として提示するものである。

ところで、ここに留意しなければならない問題がなお存在する。それは、『五代会要』卷六に、「開延英儀」と題される詳細な儀注が記されていることである。筆者は旧稿において、この儀注に「三司使」の官職が登場し、また末尾に記された中謝官の設定範囲が大唐のものであることから、五代の儀注と大唐の故事を接合して作成したものと推定した<sup>③</sup>。紙幅の関係から、儀注の全文を挙げることはできないが、同儀注に記される諸官の奏対順序を以下にあげる。

『五代会要』卷六、「開延英儀」諸官奏対次第

	宰相：昇殿奏事
	兩省転対：殿下奏事
	次対官、御史中丞、三司使、京兆尹：奏所司公事
	中謝官？

ここで気がつくのは、後唐明宗朝以来、宰相の次に奏対する奏対官は「転対」と称されたのに対して（本論第一章参照）、この儀注では転対の他に「次対官」という別のカテゴリーの奏対官を記し、それは唐制の名称に由来することである。<sup>②</sup>さらに、先述の如く後唐朝に入つて以来、延英殿の存在は極めて曖昧なものになっていた。もし後唐朝の「延英」が、「中興殿五日起居における宰相召対」の別名だとすれば、「開延英儀」に記載されるような整然とした儀式が果たして挙行されたのか、検討すべき課題となる。仮に具文だとすると、このような儀注が書かれた時期と意図が問題になるが、今後の検討課題としたい。

最後に、これまでの論議で頻出する「内殿」・「便殿」・「正殿」の語彙についてふれたい。後唐朝の朝儀・聽政の中心となつた中興殿であるが、その史料上の称谓に揺らぎが見られる。『資治通鑑』卷二七五、天成元年（九二六）五月丁巳、「初令百官正衙常朝外、五日一赴内殿起居」の胡三省の注には、

時正衙常朝、御文明殿。朔望御之。内殿、中興殿也。

時に正衙の常朝、文明殿に御す。朔望之に御す。内殿とは中興殿なり。

とあり、前掲天成元年七月の盧文紀の上奏には、

侍御史臺奏、毎月文明殿入閣、及百官五日一赴中興殿等事。

とあつて、中興殿Ⅱ内殿であることは確かであるが、先に荘宗朝の事例で見たように、逆に「内殿」といえば直ち

に中興殿、とは言えない例もある。

次に、『冊府元龜』卷一〇八、帝王部、朝会二には、

「明宗天成元（九二六）年五月」乙酉「三〇」。勅、毎月十五日賜廊下食。本朝承平時、常參官毎日朝退、賜食廊下、謂之廊食。自乾符亂離已後、庶事草創、百司經費不足、無每日之賜。但遇月旦入閣日賜食。帝初即位、始因諫官疏、奏請文武百寮五日起居、見帝於使殿。

乙酉。勅す、毎月十五日廊下食を賜ふ。本朝承平時の時、常參官毎日朝退き、食を廊下に賜ふ、之を廊食と謂ふ。乾符亂離より已後、庶事草創し、百司の經費足らず、毎日の賜なし。但だ月旦入閣の日に遇へば食を賜ふと。帝初め即位し、始め諫官の疏して文武百寮五日に一たび起居せんことを奏請するに因り、帝に便殿にて見ゆ。

とあつて、中興殿を便殿と呼んでいる。<sup>⑧</sup>

さらに、『旧五代史』卷八九、劉昫伝には、

拜中書侍郎兼刑部尚書平章事。時昫入謝、遇大祠。明宗不御中興殿。閣門白、舊禮、宰相謝恩、須正殿通喚、請候來日。樞密使趙延壽曰、命相之制下、已數日、中謝無宜後時。因即奏之、遂謝於端明殿。

中書侍郎兼刑部尚書平章事を拜す。時に昫入謝するに、大祠に遇ふ。明宗中興殿に御せず。閣門白す、舊禮、宰相謝恩するに、須く正殿にて通喚すべし、來日を候たんことを請ふと。樞密使趙延壽曰く、命相の制下り、已に數日、中謝宜しく後時なかるべしと。因て即ち之を奏し、遂に端明殿に謝す。

とあつて、こんどは正殿とも呼んでいる。すなわち、中興殿には「内殿」・「便殿」・「正殿」の別称が存在する。おそらく後二者は「内殿」中興殿の機能から派生したものであろう。先述の如く皇帝と宰相の奏対から大唐の「延英殿」が想起されて「便殿」の呼称がつき、「五日起居」の百官朝会儀礼から「正殿」の呼称が生じたのであろう<sup>24</sup>。このように史料上の用語にいささか混乱が見られるのは、後唐洛陽の宮廷は制度草創期であり、過渡期であることを表すものであろう。

## 終わりに

入閣と五日起居という、五代の朝儀の範型を作った後唐明宗朝であるが、従来の研究は制度の輪郭が明瞭な転対制度に焦点が当てられていた。朝儀と並行して行われたはずの皇帝と宰相による聽政（御前會議）は、史料上、曖昧な記述しかなく、多くの疑問点がある。宰相・枢密使の実質的論政は、朝儀の場ではなく、「内殿」・「便殿」と称される殿宇で、内密な議論がなされていたものと推定される。筆者が唐代史で論じた「朝儀」と「聽政」の分離が進行していたのである。

一方で、五日起居という朝儀の成立は、反つて宰相の奏対の場を中興殿に限定してしまい、皇帝との親密さにおいて、枢密使や判三司などの軍事・財政官僚との差を聞く結果となった。また、朝儀終了後の仗下奏事が宰相と皇帝の奏対の主要な場となり、宰相に限つていえば、再び朝儀と聽政が一体化したのである。これが、宰相盧文紀の指摘する問題点に繋がる。

末帝は、盧文紀述に彼らの猷替の乏しさを責めたが、盧文紀は、奏対を随時開催できることと、その場の密室性

を要求し、その典拠を大唐の延英殿に求めた。しかし、末帝は五日起居で対応できるとし、延英殿の復活案を退けた。彼らのやり取りから、後唐朝における延英殿という殿宇の機能に疑問符がつく。史書に残る後唐期の延英殿の事例の検討から、当該期に出現する「延英」の語彙は中興殿における皇帝と宰相の朝儀後の奏対（仗下奏事）を比喩的に表現したものと解釈した。その背景として、唐末・五代の洛陽宮延英殿が、文明殿と柱廊で連結された後殿であり、独立した殿宇としての性格に乏しいことを推測した。

本来「内殿」であった中興殿は、数少ない宰相と皇帝の奏対の場として「便殿」と呼称され、五日起居による百官朝儀によって「正殿」とも称されるようになった。こうした傾向は唐制を離れて五代独自の聴政制度を構築しつつあった、洛陽宮諸殿宇の機能の過渡的な性格を表すものである。

本稿は後唐聴政制度に関する初步的な考察であるので、多くの課題を抱えてしまった。宰相と枢密使の関係を、聴政の場における皇帝との謁見の頻度によって考察する必要があるが生じた。また、表1に示されるように、この時期に頻出する「内殿」・「便殿」という称谓が該当する殿宇は中興殿にとどまらない可能性があり、その実態のさらなる解明が必要である。こうした問題はいずれ改めて検討したい。

## 注

- ① 『礼記』玉藻に「君日出而視之、退適路寢聽政。使人視大夫」とあり、『春秋左氏伝』昭公元年に「君子有四時。朝以聽政、晝以訪問、夕以脩令、夜以安身」とあつて、君主が宮殿において「まつりごとをきく」ことを意味し、君主自ら行う意見聴取である。一方、臣僚の立場から、皇帝に直に面会して意見を申し上げることを、唐代では「対」と呼んだ。次注②、拙著第一部参照。
- ② 拙著『唐王朝の宮城と御前会議―唐代聴政制度の展開―』晃洋書房、二〇〇六年、拙稿A「唐末五代前半期の朝儀について―入閣・起居・常朝を中心に―」、『立命館東洋史学』三七号、二〇一四年、B「五代中原王朝の朝儀における謝恩儀礼について―正衙謝

と中謝——『東洋史研究』七四—四二〇一六年。

③ 前掲注②、拙稿A参照。

④ 便殿とは君主が休息、余暇を過ごすところであり、正殿に比べインフォーマルな別殿である。『漢書』卷六、武帝紀、建元六年四月の「壬子、高園便殿火」条の顔師古注に「凡言便殿、便室、便坐者、皆非正大之處、所以就便安也。園者、於陵上作之。既有正寢以象平生正殿。又立便殿爲休息閑宴之處耳。說者不曉其意、乃解云便殿、便室皆是正名。斯大惑矣」とある。唐代の便殿について、『唐会要』卷六四、史館雜録下に、

開成三年「八三八」二月、中書門下奏、延英對、宰臣須紀錄。伏以陛下躬勤庶政、超邁百王。每對宰臣、日旰忘倦。正衙決事、二史在前。便殿坐日、全無紀錄。長壽初、宰臣姚璠奏置時政紀。寢而不行。貞元中、宰臣趙憬請復故事。無何又廢。恭惟聖政、必在發明。今請每至延英坐日、對宰臣往復之詞、關教化政刑之事。委中書門下直日紀錄。月終送史館。所冀政猷不墜、國史有倫。昨日延英面奏、已蒙允許。勅旨、依奏。

とあり、延英殿を「便殿」と称しており、中軸線上に所在する「正衙」と対比している。

⑤ 前掲注②、拙著第一部参照。

⑥ 五代の起居制度については、杜文玉氏『五代十国制度研究』（人民出版社、二〇〇六年、初出二〇〇五年。第六章）・耿元驪氏「五代礼儀制度考」（任爽氏主編・趙旭氏副主編『五代典制考』中華書局、二〇〇七年。第一章）等参照。杜文玉・耿元驪両氏論考はともに関連史料を網羅して簡にして要を得た概説であるが、常朝などの朝儀制度について筆者の前掲注②所説と異なる。特に、杜氏は『新五代史』卷五四、李琪伝に依拠しており、また、明宗朝初年の延英殿召対制度が継続実施されているとされるなど、後述するように、筆者と見解が異なる。筆者の『新五代史』李琪伝批判については、拙稿「宋人を中心とする唐代朝儀制度理解について——「入閣」とは何か?——」『唐代史研究』二〇号、二〇一七年参照。

⑦ 前掲注②、拙稿A・B参照。参考までに、唐代の朝会と後唐以降の朝会を、開催頻度で対照すると以下のようになる。「入閣」の語であるが、唐代では原則奇数日開催の常朝を意味していたものが、五代以降になると朔望大朝会のそれに変化することに注意。また、唐Cの奇数日入閣であるが、原則二日に一度ではあるものの、実際の開催頻度はそれよりも疎であり、後唐以降の五日に一

度に、おおまかに対応し得る。

〔唐〕… A 元旦・冬至大朝会へB朔望朝会へC奇数日入閣へD「宣不坐」退朝

〔後唐以降〕… A 元旦・冬至・五月一日大朝会へB朔望入閣へC五日起居へD常朝

⑧ 『冊府元龜』卷一九七、閏位部、朝会に、

〔梁太祖〕乾化元年〔九一一〕九月辛巳朔〔二〕。帝御文明殿、群臣入閣。刑法、待制官、各奏事。  
とある。引用文○内は原文注、□内は筆者注、以下で引用する史料も同じ。

⑨ 『新五代史』卷五四、李琪伝に、彼が提案者として本文の奏議の概略を載せるが、その官銜を御史中丞とする。一方、『旧五代史』卷三六、唐書、明宗紀二、天成元年六月己丑の条、及び同書卷五八、李琪伝によれば、御史大夫である。点校二十四史修訂本『新五代史』李琪伝は、中丞説に疑義を提しており、ここは『旧五代史』に従う。

⑩ 『冊府元龜』卷一〇八、帝王部、朝会に、  
是月〔天成元年十月〕、右拾遺曹珍上疏、内一件。百寮朔望入閣、及五日一度内殿起居、請許三署寺監官、輪次轉對奏事。從之。

とあり、これがその時の奏請者であろう。

⑪ 『冊府元龜』卷四七五、台省部、奏議六に、

符蒙爲右拾遺、天成二年〔九二七〕六月辛丑奏、以五日轉對、無獻替之風。虛瀆聖聽、請罷之。

とあり、同書同卷には、

〔長興元年（九三〇）十一月〕是月乙丑、中書舍人封翹奏。切見五日轉對、於事太繁。所見或有短長、不當空煩聖覽。請此後、祇於入閣者、依刑法、待制官例次對〔中略〕疏奏不納。

とあり、同書卷一〇八、帝王部、朝会二には、



〔長興二年（九三二）八月〕癸酉、詔。文武百官、五日内殿起居、仍舊、其輪次對、宜停。若有封事、許非時上表。朔望入閣、待制、候對、一依舊制。

とあつて、最終的に長興二年に廃止された。

- ⑫ 唐代における奏対官制度の「待制」・「次対」・「刑法官」・「軫対官」さらには「祇候官」といったカテゴリーと定義については、前掲注②、拙著第一部の諸論考参照。唐代の「軫対官」は両省供奉官がこれにあたるのに対して、本文の明宗朝に出現する「軫対」は入閣や五日起居に参加する官人の輪番なので、名称は同じだが制度的に異なる。ちなみに、『旧唐書』卷一七五、文宗二子莊格太子永伝には、

上〔文宗〕以王年幼、思得賢傅輔導之。時王傅和元亮、因待制召問。元亮出於卒吏、不知書、一不能對。後宰相延英奏事、上從容曰、魯王質性可教、宜擇賢士大夫爲官屬。不可復用和元亮之輩。

とあつて、唐代にあつても学力不足から奏対任務をまともにこなせない臣僚が存在した。しかし、この文宗朝の例では、そうした不適合な人物を検出する役割を「待制官」が果たしている。また、引用文に登場する和元亮なる人物が吏員出身であることが、面奏を不得意とした原因であろう。

- ⑬ もっともこれは概ねの傾向であり、軫対が機能した事例もある。前掲注⑩に挙げた符蒙の奏議は軫対の場で行われたものであり、『五代会要』卷一八、史館雜録には、

長興二年〔九三二〕三月二十八日、史館奏、當館應諸處、及諸關送到合編錄公事外。伏准舊例、國朝有時政記、並起居注。並合送館、以備纂修。近代以來、缺行此事。祇以每遇入閣、兼内殿起居、朝臣待制、轉對公事。逐人抄送當館。

とあつて、入閣・五日起居の軫対奏事は記録が取られて史館に送付されており、制度としては実行されていた。

- ⑭ 陳擘氏「従面對到上章・中唐至五代次対、軫対制変遷研究」『歴史教学』二〇一三一一二。

- ⑮ 『冊府元龜』卷一〇八、帝王部、朝会三及び『旧五代史』卷三二には同一内容の奏議を記すが、日付が庚申（二二日）となつてゐる。

- ⑯ 前掲注②、拙稿A・B参照。

- ⑰ 引用文中、傍線を引いた箇所であるが、『五代会要』卷六、諸侯入朝に、近儀、五日一度内殿起居、皆綴班序立。元係班簿、雖曰便殿起居、其週全班起居時、亦合綴班。とあり、『冊府元龜』卷一〇八、帝王部、朝会二も同様である。『旧五代史』の「毎日便殿において起居すると雖も」の部分、「便殿起居と曰うと雖も」になっている。史料の性質上、『五代会要』・『冊府元龜』を重視すべきであるが、仮に後者に従ったとしても、「五日起居の百官立班の際にも出席すべき」という奏議文の趣旨は変わらず、五日起居以外の日において前任節度使達が便殿で起居していたことを否定する根拠にはならない。
- ⑱ この時の盧文紀の奏事と末帝の詔は、『冊府元龜』卷三二四、宰輔部、謀猷四に、より詳細に載せるが、本論は要旨を簡略に纏めた『旧五代史』を用いた。このエピソードに基づく政策決定過程の詳細な考究は後日を期したい。また、さらに簡略化された記述が、『資治通鑑』卷二七九、清泰二年七月丁巳の条及び『新五代史』卷五五、雜伝、盧文紀伝に掲載している。
- ⑲ 高敏氏点校本（中華書局、一九九四年）を使用。
- ⑳ 『旧五代史』卷一四九、職官志に、  
至乾化元年「九一一」五月、置大學士員。始命崇政院使敬翔爲之。前朝因金縷坡、以爲門名。與翰林院相接。故爲學士者、稱金縷焉。梁氏因之以爲殿名。仍改稱爲鑾、從美名也。大學士與三館大學士同。  
とあり、三館大學士とは、唐代の史館と弘文館大學士・集賢館大學士である。後二者の唐學士号は、いずれも中軸線から外れた傍則の施設名を冠したものである。前掲注②拙著第一部第二章参照。
- ㉑ 『冊府元龜』卷五五〇、詞臣部、恩獎に、  
李憚爲翰林學士。「後唐」末帝一日、御廣壽殿。召憚及程遜、崔拙、和凝、李松、舍人王延、張昭遠、李詳、呂琦等賜食。帝曰、俱掌王言、何以分別内外。李憚對曰、王言本舍人所掌。祇自肅宗舉兵靈武後、軍中逐急時、令學士草詞。自後乃分職、命將相繇内。羣臣繇外。其實一也。食畢、人賜馬一匹、衣一襲。  
とあり、後唐末帝の時の事例であるが、翰林學士達が広壽殿に召されて食事を振る舞われたとあり、便殿の一つであったことがうかがえる。同殿は『宋会要輯稿』方域一に、

建禮門、在天興殿後。南對五鳳樓。有隔門。次北拱宸門。建禮門之西曰廣壽殿門。門内、廣壽殿。唐曰嘉慶、後唐改。殿後隔舍、即内東門道〔中略〕廣壽殿門之西曰明福門。

とあり、また『河南志』宋城闕古蹟に、

建禮門之西曰、廣壽殿門。門内廣壽殿（本名嘉慶殿。後唐莊宗末、劉皇后焚其殿、而遁往太原。明宗天成四年重修。殿成、有司請丹漆金碧以瑩之。明宗曰、此殿絳茨、不可不修。但務宏壯、不勞華侈、乃改爲廣壽殿）。殿後隔舍、即内東門道。

とあつて、大唐の時代から存在し、後唐莊宗期にはそれなりに重視された殿宇にして、西の金鑾殿と対称的な東側の殿宇なので（図1）、あるいは、この広壽殿（もと嘉慶殿）が本文で言及された後梁太祖期の「便殿」の一つかもしれない。

② 引用文中の文思殿は、『河南志』宋城闕古蹟によれば「失其處所」とある。

③ 前掲注②拙稿A参照。もつとも、第一章で述べたように、後梁以来、入閣が挙行されたのは、文明殿であるので（『冊府元龜』卷一九七、閏位部、朝会及び同書卷一〇八、帝王部、朝会二参照）、この日の中興殿朝会はやや異例である。

④ 『五代会要』卷五、朔望朝参は「五月三日」とするが、『冊府元龜』卷一〇八の他、『旧五代史』卷三六、唐書、明宗紀二、『資治通鑑』卷二七五いづれも丁巳（二日）とする。

⑤ 前掲注②拙著・拙稿参照。

⑥ ④aに言う「中」・「外」とは「延英」中興殿宰相奏事」と、「入閣の朝儀」の別を指すのであろうが、「中」||入閣儀の転対官奏事、「外」||朝儀終了後の廊下の食事とも解釈できる。しばし保留しておきたい。

⑦ この逸話を『資治通鑑』卷二七六は、天成四年九月の条に繫年している。

⑧ 前掲注⑥、杜文玉氏論考は、延英殿奏対制度が廃止された年代を明宗朝の末年と推定されているが、本文で述べたように、末帝・盧文紀のやり取りから考えると不自然である。

⑨ 傅熹年氏は、主殿と背後の殿が工字型を形成するのは、五代・北宋の宮殿建築の特徴であるとされる。同氏主編『中国古代建築史』第二卷、中国建築工業出版社、二〇〇一年、三六八頁。北宋開封の宮殿も同様である。郭黛姪氏主編『中国古代建築史』第三卷、中国建築工業出版社、二〇〇三年、一〇一〜一〇二頁。

- ③〇 前掲注②、拙著第一部参照。
- ③① 前掲注②、拙稿 B 参照。吳麗娛氏は、筆者に先んじて同様の見解を示唆されている。同氏『唐礼披露―中古書儀研究―』、商務印書館、二〇〇二年参照。
- ③② 前掲注②拙著参照。『冊府元龜』卷二〇八、帝王部、朝会二に、  
 「長興二（九三二）年八月」癸酉「一八」。詔、文武百官、五日内殿起居、仍舊。其輪次對、宜停。若有封事、許非時上表。朔望入閣、待制、候對、一依舊。  
 とあるが、ここである「輪次對」は、『五代會要』卷五、待制官及び『旧五代史』卷四二、唐書、明宗紀八に、「其輪次轉對」と記している。つまり「転對」の原義は「輪次転對」であろう。
- ③③ 『冊府元龜』卷四八四、邦計部、經費に、  
 「長興」四年「九三三」二月癸丑。帝御中興殿。樞密使范延光曰、縁邊屯戍兵士人馬、支費月計極多。若春夏之交、便有霖雨、山水湍險。軍無興舉之理。應縁邊兵馬、請移於近裏州郡、以便芻糧。從之。帝因問延光、内外見管馬數。對曰、見兵馬數管騎軍三萬五千。  
 とあり、この逸話を『旧五代史』卷四四、唐書、明宗紀一〇には、  
 「長興四（九三三）年」二月癸丑朔。帝於便殿、問范延光内外見管馬數。對曰、三萬五千匹。  
 とあつて、中興殿を便殿と記している。
- ③④ 表 1 によると、長興三年（九三三）以降、端明殿や広寿殿といった他の殿宇での召對例が増加する。これは老齡の明宗の健康問題に関係するが、こうした聴政の場の拡散が中興殿の「正殿」化をもたらした一因であろう。

（本学文学部教授）